

香芝市告示第21号

香芝市手話言語・コミュニケーション施策推進会議設置要綱を次のように定める。

令和7年1月27日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市手話言語・コミュニケーション施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（令和2年条例第4号）第4条第1項の規定による施策（以下「施策」という。）の推進に関し、障害者その他の関係者と意見交換を行うため、香芝市手話言語・コミュニケーション施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進会議は、次に掲げる者をもって組織し、その定数は20人以内とする。

- (1) 障害者の当事者団体又は家族団体の推薦を受けた者
- (2) 障害者を支援する団体又は事業者の代表者
- (3) 健康福祉部長、健康福祉部次長及び施策に関係する事務を所掌する課等の長
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(会議)

第3条 推進会議は、健康福祉部長が必要に応じて開催し、その議長となる。

2 健康福祉部長に事故があるときは、健康福祉部次長がその職務を代理する。

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。